

「パートナーシップ構築宣言」

当所は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

取引先（小規模事業者等）の連携（アライアンス）を継続的に推進するとともに、产学官連携プロジェクトや異業種交流プロジェクトに対して積極的に関わってまいります。また様々な支援機関と協力し、M&Aを含めた事業承継支援に全力を尽くします。

b. I C T 実装支援

様々な機関と協力し、取引先（小規模事業者等）に対して I C T の実装支援を行います。同時に I C T 人材の育成支援や、情報セキュリティの普及啓蒙に努めます。

c. 専門人材マッチング

取引先（小規模事業者等）に対して、その要望に応じて、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、I T コーディネータ等の専門人材を紹介、マッチングを行います。

d. グリーン化の取組

グリーン購入の基本的な考え方に基づき物品等を調達するとともに、最新の情報技術を積極的に活用したペーパーレス化を推進します。

e. 健康経営に関する取組

取引先（小規模事業者等）に対して健康経営に関する情報を提供する等、健康経営の普及啓蒙に努めてまいります。また自らは健康経営優良法人の認定を受けるための諸施策を確実に実施します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。下請取引以外の企業間取引についても、企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益

を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金はすべて現金で支払い、手形による支払いは行いません。また、支払サイトを30日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当所は健全な事業者間取引を積極的に推奨し、事業者の連携、共存共栄を構築することにより、地域商工業の発展に寄与してまいります。

令和4年12月6日

狭山商工会議所

会頭 後藤 清